

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|-------|---------------|----------|----------|
| 会津若松市 | 北会津地区（中荒井） | 令和4年9月1日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|---|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 94.17 h a |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 82.13 h a |
| ③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計 | 6.05 h a |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 6.05 h a |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | — |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 （備考） | 34.00 h a |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>■人 ○現在、中心経営体への集積は進んでおり、水稻をはじめ、野菜や果樹、花きなど様々な作物の栽培を行っているが、今後、後継者を含め、将来の農業従事者の確保・育成が必要である。</p> <p>■農地 ○高齢化による離農や、条件が悪く借り手がないなどの理由から、住宅周辺の狭小な畑地の荒廃化が懸念されている。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>【10年後の農地利用の在り方に関する方針】</p> <p>○リタイヤ等で農地の貸借が必要となった場合については、基本的にはプランに位置づけられた中心経営体への貸借を進めていく。</p> <p>○農地の貸借については、貸し手、借り手の意向に合わせて農地中間管理機構及び農業委員会の利用権設定を併用して進めていく。</p> |
|--|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地貸付け等の意向

- 年1回程度、プラン内容について協議を行い、リタイヤや規模縮小の意向の確認を行う。
- 農地の貸借の意向があった場合は、プランの中心経営体で協議を行い、借り手を決めていく。

② 新たな担い手の育成

- 認定農業者数は現状確保されているが、集落内法人の従業員を含め後継者（農業従事者）が不足していることから、集落内外を問わず新たな人材の育成・確保が必要となる。
- 今後は、後継者となりうる人材の育成についても、中心経営体を含め集落で検討していく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の維持・保全を図るため、多面的機能支払制度に集落として可能な限り継続して取り組む。
- 中心経営体への集積・集約化を図りながらも、活動組織の組織体制や役割分担など、集落全体で農地の維持・管理する体制を協議していく。
- 集落内農地の全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が活動に参加する組織を継続していく。

④ 複合経営の更なる推進

- 水稻のほか、野菜や花き、果樹など様々な作物を栽培していることから、今後も集落の現状に合わせて複合経営を進めていく。

⑤ 離農による荒廃化が懸念される畑地の活用

- 集落の担い手と養蜂業者の連携で、シロツメクサの栽培及びハチミツ採取の取り組みを検討している。
- 高齢農業者や女性農業者の労力を活用し、園芸作物などの栽培から収穫・販売までを行い、地域の活性化を目指すとともに、生きがいの一つになるような取り組みを検討していく。